

区域外就学許可基準

【留守家庭児童(小学校のみ)】

保護者の就労等により児童の帰宅時に保護・監督する者が不在となる家庭で、預かり先がある校区の学校への通学を希望する場合

※日吉小学校は児童数の増加に伴い教室の確保に課題があるため、令和3年度から当面の間、本要件による区域外就学の受入れを控えさせていただきます。

ただし、令和2年度までに本要件で日吉小学校に在籍している児童は引き続き更新申請を受け付けます。また、そのきょうだい(令和3年度以降の入学)は、【きょうだい関係】の要件で申請を受け付けます。

【転居予定】

転入予定先の校区の学校へ、学期当初から通学を希望する場合

【住宅取得後の転校】

登記関係等で実際の転出前に住民票を異動したが、実際に転出するまで居所の校区の学校への通学を希望する場合

【最終学年】

最終学年で転出をしたが、卒業まで引き続き転出前の学校への通学を希望する場合

【学期途中】

学期の途中で転出をしたが、学期末まで引き続き転出前の学校への通学を希望する場合

【家庭の事情】

家庭の事情により住民票の異動ができないが、実際に居住している校区の学校への通学を希望する場合

【学校行事参加】

転出をしたが、運動会や修学旅行等の学校行事終了まで引き続き転出前の学校への通学を希望する場合

【きょうだい関係】

区域外就学を許可されている児童・生徒のきょうだいが、当該児童・生徒と同じ学校への通学を希望する場合

【院内学級】

久留米大学病院、のぞえの丘病院及びのぞえ総合心療病院へ入院期間中、院内学級への就学を希望する場合（原則、1ヶ月以上の長期入院患者が対象）

【身体的事情】

病弱等の身体的事情があり、通学距離が短くなる等、身体的負担を軽減できる学校への通学を希望する場合

【教育的配慮】

転出をしたが、いじめや不登校などにより転出前の学校への通学を希望する場合で、教育委員会と関係学校長との協議により配慮が必要と認められる場合